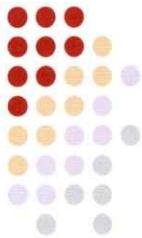


第7回研究大会報告集

「女性と相続」



期日・会場 2019年10月25日 中央大学駿河台記念館

ごあいさつ



昨年、約40年ぶりに相続法が大幅に改正されました。改正内容には、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮という観点を多く織り込み、まさに女性に向けた法改正であったと言えます。

介護は、親が家族に残す最後のメッセージの場でもあります。介護状態や認知症という、老いた自らの姿をもって、生き続ける人間の苦悩を家族に伝えます。また自らの姿をもって、人間は必ず命絶えるということを静かに伝えます。人間は必ず命絶える生物であるという、不変の真理を心に留めて生きることを、親は最後の力を振り絞って、まだ生き続ける家族にメッセージを送っているということです。

また、相続は「ひとは生きてきたようにしか死がない」という事実をも明らかにします。相続人である子息たちが、親の財産や介護負担の偏りを巡り、争いを始めるか否かは、被相続人の責任であるということです。つまり、親の背中を見て育った子息たちが、自らの死後にどのような行いをするかは、親の人生の集大成であるという側面です。

女性は、幾度も相続に深く関わり、学びと成長の機会を得ます。相続争いも終結のきっかけは女性が作るということも多く、女性と相続の関係を学ぶことは、「円満かつ円滑な相続」のヒントを得ることが出来るはずです。今研究大会で皆様と一緒に追究したいと思います。

一般社団法人日本相続学会 会長 伊藤久夫



学会賞授賞式（論説賞）

本年6月、学会賞推薦の会告を行いましたところ論説賞・業績賞の推薦を受けました。各々に対して複数名の専門家による審査を実施し、その結果を踏まえて学会賞選考委員会にて論説賞の推薦を決定。その後理事会にて授与が決定されました。受賞おめでとうございます。

●論説賞

①論説名「保険料贈与と法人契約の生命保険を活用した経営者の相続対策」学会誌6号・著者：井殿圭一郎（税理士官報合格者）

☆審査コメント：長年にわたる実務から生まれた視点による生命保険の

事業承継・相続における活用・効果について、データに基づき、背景分析から具体的手法まで、分かりやすくまとめられている。経営者の相続・事業承継という、争いが起こりやすい課題を解決するための生命保険の利用に対し、さらなる研究の基礎となるものと思われる。

☆審査コメント：事業承継税制の贈与税・相続税の納税猶予の特例措置の活用により円滑な事業承継が期待されている中で、生命保険を活用したスキームが良く記述されている。



INDEX

ごあいさつ	1
学会賞受賞式	1
基調講演	2
大会シンポジウム	3
事例研究発表	4
情報交流会	4
実行委員会	4

**10:30~
12:00**

基調講演

●常岡史子氏

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究院国
際社会科学部門 教授
専門：民法・家族法・人
事訴訟法・家事事件手
続法・ドイツ法・アメリカ法

基調講演 「女の一生と相続」

まず、今回の民法改正の主な項目の主なポイントについて解説し、どう使うのか、今後の課題は何かといった点について触れた。

また、現代の女性と相続を考えるための対比として、明治民法における妻・女性の地位についても言及した。家督相続で直系卑属の男子が優先されるという戸主制度のもとで、財産の所有権と管理など、改めて知る内容が多くあった。

次に、高齢社会となっている現代において生じる諸問題として、離婚の際の財産分与、高齢者同士の再婚、法律婚と事実婚などの興味深いテーマを取り上げ、社会保険上の取扱いとの違いや配偶者居住権との関係について触れた。

一人暮らしが増えている高齢社会の相続の問題では、高齢者がどんな住居に生活しているのかを、既婚夫婦世帯、死別・離別の一人暮らし、未婚の一人暮らしといった様態ごとにデータを紹介し、その多くが持ち家に住んでおり、この相続が問題を生むと述べた。

今回の改正により新設された、婚姻期間20年以上の夫婦の特別受益の持ち戻し免除の推定規定では、遺留分との関係を指摘、これは配偶者居住権についても同様とし、「慎重に他の財産を併せてバランスを考えることが必要」と話した。また、借金との関係も挙げ、起きたらうる債権者の対応についても注意を喚起した。

配偶者居住権の税法上の評価方法は明らかにされたが、遺産分割の際の評価は別であるという点についても言及した。



(参加者アンケートから)

◆明治民法下の女性の法的身分から時系列に説明があり、その延長で今回の改正の詳細が解説されていて分かり易かったです。

◆旧民法から実例、判例まで交えて改正相続法の配偶者保護がよくわかった。

◆非常に興味深い話でした。最後の内縁の妻に関する、使用貸借契約の推認の話が面白かったです。

◆明治民法から現代民法まで、女性の権利についての移りかわり、内縁関係でもいろいろな事情があり、事例を交えて法律的な見解を聞けてよかったです。

◆女性の立場から見た視点は今まで気付かなかつた。新しい解釈を得ることができました。

◆法の基本原理からスタートし、高齢化社会の実態の中の妻の相続におよぶ、格調の高いかつ分かりやすい講演だった。

◆論点が整理されており、明治民法との相異についても、ポイントがわかりやすく大変参考になりました。

◆法律の専門家（学者）としての立場から、旧民法からの変遷、新たな相続法の解説まで、大変参考になりました。

◆事例があったのでとてもわかりやすかったです。

◆配偶者居住権は目玉と言われているが、解釈や実務ではいろんな課題があることが分かった。

◆感動しました。



大会シンポジウム 「女性と相続」～女性と相続の諸相～

13:00～

14:30

実務に精通した各分野の専門家がシンポジストとなって行われたシンポジウムは、専門家として経験だけでなく自らの体験も交えながら、相続において女性の果たすべき役割・能力について、貴重な意見が満載となつた。

●女性の果たすべき役割・能力

「親の介護などで自宅に戻った独身の女性の相続が意外に多い。自らの財産の処分にも関心が高く、実行力もある」

「相続は女性中心。実権は女性が握っている。女性は後年、実親から娘への2度の相続そして嫁として夫の両親からの2度の相続、夫から自分への相続、そして母として、計6度の相続を経験する。精神的、経済的、体力的に強くなる」

「実際に関与したケースで、借金まみれで破産するか大金持ちになるかという瀬戸際で一生懸命に資料収集し、裁判にも勝った女性がいた。火事場の底力はすごかった」

●遺言書の活用について

「夫の責任で遺言書を書かせる。これで争いは少なくなる。やらなければドロ沼となってしまう」

「自分の権利は自分で守ることが大事」「覚悟を持って遺言を作成するべき」

●配偶者居住権について

「高齢の残された妻が家を出てアパートを借りられるのか、高齢者施設に入ろうとしても入居待ちの状況という状況では、よい制度と言える。ただ、年の離れた若い妻であれば、ほぼ一生続くことになる。使い方によっては恐ろしい」

「節税になるという話もあるが、それは動機が不純。普通の家庭では使わないだろう。これまでも共有はダメと言っているが、所有権と居住権、財産的価値はない」

実践的な話で良いシンポジウムとなった。高齢社会、

非婚社会ではどうするのかというメッセージとなつた。



○ シンポジスト

●常岡 史子氏

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究院国
際社会科学部門 教授

●本郷 尚氏

株式会社タクトコンサル
ティング会長 税理士

●赤堀 文信氏

あたらし橋法律事務所
弁護士

●水野由佳子氏

水野由佳子税理士事務所
税理士

○ コーディネーター

●林 直子氏

FPオフィス結Yui 代表
ファイナンシャルプランナー

(参加者アンケートから)

- ◆税法と民法の解釈の違いも理解できた。ご登壇者各自がご自身の見解を明確に述べられて、それぞれのお考えがよく分かるシンポジウムでした。
- ◆配偶者居住権について、考え方の違いを聞けて参考になりました。
- ◆事例を元に議題が進められており、今後の対策含めて参考になりました。
- ◆実務家のシンポジストの方々の現場からの熱い想いが聞けました。
- ◆内縁関係が多いという話は少々驚き、配偶者居住権は諸刃の剣か。
- ◆実務に携わっている先生方の議論は非常に興味深かったです。本郷先生がお話をされていた「妻は子供に残すつもりはない」という言葉は自分の経験からも納得できました。
- ◆タテの相続、ヨコの相続がとても印象的でした。実務上の問題点が伺えて良かったです。
- ◆シンプルな相続が一番という本郷先生のお話、税理士として同意します
- ◆背中を押す人が(専門家)いないとダメだなと思いました。
- ◆それぞれの先生方の個性がよかったです。



14:40～
16:10

事例研究発表

事例研究発表 ① 14:40～15:20	事例研究発表 ② 15:30～16:10
一般家庭での生命保険信託組成事例 吉岡達也 ブルデンシャル信託株式会社	不動産オーナーの土地活用と相続対策 上田美樹子 円満相続研究所 相続コーディネーター
筆界に関する一考察 ～筆界とは何か～ 高橋一雄 株式会社測量舎 測量士/土地家屋調査士	限定承認における民法と税法の取扱いの 相違について 中山眞美 税理士法人なかやまコンサルティング 税理士
高齢の兄弟姉妹間の相続の問題 高野良子 福田耕治法律事務所 弁護士	相続した賃貸住宅のトラブル ～遠方の老朽化した戸建て賃貸住宅の例～ 蒲谷純子 一般社団法人賃貸不動産経営支援機構 代表理事

■アンケートから■

(第一部)

- ・筆界と所有権の調整について、非常に勉強になりました。又、専門家として発言の責任を強く感じました。
- ・筆界と所有権の境界が違うということは、本当に役に立ちました。
- ・生命保険信託の活用について興味が深かったです。
- ・高齢のご兄弟姉妹の相続にかかる様々な問題（実際本当に大変で長期化している）を知ることができた。遺言の必要性を感じました。
- ・高齢者の方の相続対策で、予定したよりも早い死亡ということでトラブル・失敗事例のシェアでしたが、今後の参考、ヒントに溢れていました。

(第二部)

- ・自分の実家も長い間土地を貸しているので、他人事とは思えず興味深く聞かせていただきました。（相続した賃貸住宅のトラブル）
- ・不動産オーナーの土地活用と相続税対策、計画通りとはいかなかった相続を最大限知識でカバーされてすばらしいお仕事だと感心いたしました。
- ・限定承認は言葉の意味は知っていますが、実務のことは無知でしたので勉強になりました。
- ・相続対策（特に高齢な方）の対策は、早めに計画をする事が大事だと感じました。
- ・「不動産オーナーの土地活用と相続税対策」具体的な数字を使っての事例で、知らないことばかりで勉強になった。説明がよかったです。

17:30～
19:30

情報交流会

中央大学駿河台記念館は、建て替えのため11月末で貸館終了となりました。そのため今回の研究大会が中央大学駿河台記念館での最後の開催となりました。これまで使わせていただきましたことを感謝いたします。今回の情報交流会も、ご登壇いただいた皆様や多くの参加者によって、とても和やかに交流の時を過ごすことが出来ました。お開きの時間まで参加人数が殆んど減らない現象は、本学会の特徴の一つであるという吉田副会長の挨拶があり、改めて本学会の価値を感じることが出来ました。ありがとうございました。

大会実行委員会

実行委員長：竹内裕詞 副実行委員長：五井泰彦

実行委員：池内久徳・池畠芳子・大島友佳子・川原田慶太・瀬良孝司・高木伸一・田渕公徳

